

## 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育のご案内

公益財団法人 岩手労働基準協会 宮古支部

刈払機作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止すること等を目的として「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」（平成12年2月16日基発第66号）が定められています。事業者は、刈払機取扱作業者を雇用して業務を行う場合は、その安全衛生教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 平成31年5月28日（火） 9:00～17:00 （受付8:30～）

※ 遅刻、早退、欠席の場合は修了証の交付はされませんので、ご注意願います。

2. 会 場 （公財）岩手労働基準協会宮古支部 （宮古市小山田2-9-5）

3. 講習科目 学科： ① 刈払機に関する知識（1時間）  
（9:00～16:00） ② 刈払機を使用する作業に関する知識（1時間）  
③ 刈払機の点検及び整備に関する知識（30分）  
④ 振動障害及びその予防に関する知識（2時間）  
⑤ 関係法令（30分）  
実技： ⑥ 刈払機の作業等（1時間）  
（16:00～17:00）

4. 受講料等『会 員』 10,800円（消費税8%込）（受講料8,100円：テキスト代2,700円）  
『非会員』 11,880円（消費税8%込）（受講料9,180円：テキスト代2,700円）

5. 申込締切日 5月14日（火） 定員30名 但し、定員になり次第締め切ります。  
※締切日までに受講料の支払いがない場合、申込が取消しされることがあります。  
※締切日以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。  
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。

6. 申 込 方 法 「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて宮古支部窓口にお申し込み下さい。  
受講料振込の場合は、岩手銀行宮古中央支店 普通口座 0049490  
名義人（公財）岩手労働基準協会宮古支部 「送金手数料はご負担願います。」

7. 申 込 先 （公財）岩手労働基準協会宮古支部  
宮古市小山田2-9-5 TEL.FAX 0193-62-4906

（お願い）講習会場の駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますので、ご協力願います。

## 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育申込書

講習日 平成31年5月28日

ふりがな		生年 月日	S・H	年	月	日
氏名						
現住所	〒 — TEL — —					

※個人受講の場合は勤務先の記載は不要です。

勤	事業所名					
勤						
先	住所	〒 —	TEL	—	—	
			FAX	—	—	

(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員		会員外		※該当箇所には○印をお付けください。
-------------------	----	--	-----	--	--------------------

刈払機取扱者講習会を受講しますので、受講料、テキスト代を添えて申し込みます。

なお、振込の場合は振込年月日を記載願います。平成 年 月 日

平成 年 月 日

受講者名(本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協宮古支部 殿

- [注] ● 氏名、生年月日、現住所欄には誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2名以上の申し込みには、この用紙をコピーしてお申し込み下さい。
  - 個人で受講される場合は、電話番号を必ずご記入願います。
  - 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関すること以外には使用いたしません。

受 付 印